

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表園長の項中「89,600円」を「93,500円」に、「70,800円」を「74,200円」に改め、同表副園長の項中「64,700円」を「67,700円」に、「41,900円」を「49,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。